

改正

平成28年3月25日告示第54号  
令和2年3月27日告示第27号

(趣旨)

**第1条** この要綱は、町民の住宅環境の向上と地域経済の活性化を図るため、住宅改修を行う者に対し、新温泉町住宅リフォーム助成事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築物 土地に定着する工作物のうち、屋根、柱及び壁を有するもの（設備を含む。）
- (2) 個人住宅 自己又は同居親族の所有で自己の居住の用に供する建築物をいう。
- (3) 併用住宅 個人住宅と非個人住宅（店舗、事務所、賃貸住宅等）を併せもつ建築物をいう。
- (4) 住宅 個人住宅及び併用住宅をいう。
- (5) 改修工事 老朽化、災害、模様替えその他住宅の機能向上のために行う工事や設備の改善をいう。
- (6) 施工業者 改修工事を行う町内に本店、支店等を有する法人又は個人事業者をいう。

(補助対象者)

**第3条** 補助対象者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町内に住所を有し、改修工事を行う住宅の敷地の所在地を住所とする者
- (2) 当該改修工事の改修箇所について、町から他の補助金等の交付を受けていない、又は受けようとしていない者
- (3) 町税を滞納していない者

(補助対象住宅)

**第4条** 補助の対象となる住宅は、町内に所在する次のいずれかに該当する改修工事を実施する住宅とする。

- (1) 個人住宅の全部
- (2) 併用住宅の個人住宅部分

(補助対象工事)

**第5条** 補助の対象となる改修工事（以下「補助対象工事」という。）は、次のいずれにも該当する工事とする。ただし、第7条第2項の規定による通知を受けた後に着手する工事に限る。

- (1) 施工業者を利用して実施する改修工事（自己施工を除く。）
- (2) 工事に要する費用が50万円以上の改修工事であつて別表第1に掲げるもの
- (3) 本補助金の交付決定を受けた日の属する年度内に完成する工事

2 前項の規定にかかわらず、別表第2に掲げる経費は補助対象としない。

(補助金の額)

**第6条** 町長は、補助対象工事に要する費用の100分の10に相当する額（当該金額が10万円を超えるときは、10万円とする。）の補助を行うものとする。この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、併用住宅について、屋根、外壁等の改修に当たり非個人住宅を含めた建物全体の改修が必要であるときは、工事に要する費用に、個人住宅の床面積を非個人住宅を含めた建物全体の床面積で除して得た数を乗じて得た額の100分の10に相当する額（当該金額が10万円を超えるときは、10万円とし1,000円未満は切り捨てる。）の補助を行うものとする。

(補助申請及び交付決定)

**第7条** 補助金の交付を受けようとする者は、新温泉町住宅リフォーム助成事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次の書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 工事見積書
- (2) 住宅の位置図
- (3) 工事個所の写真
- (4) その他町長が必要と認める資料

2 町長は、申請書の提出があつたときはその内容を審査し、補助することが適当と認めるときは、新温泉町住宅リフォーム助成事業補助金交付決定通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）により補助の申請をした者に通知するものとする。

(権利譲渡の禁止)

**第8条** 前条第2項の規定による決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(申請事項の変更及び承認)

**第9条** 補助決定者は、その申請について工事内容の変更又は当該工事の取りやめが生じた場合は、新温泉町住宅リフォーム助成事業補助金変更交付申請書（様式第3号）に変更内容のわかる書類を添えて町長に

提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による申請内容を審査した結果、補助金額の変更を決定したときは、新温泉町住宅リフォーム助成事業補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により、その旨を補助決定者に通知するものとする。

（状況報告及び実地調査）

- 第10条 町長は、必要があるときは、補助対象工事の遂行状況に関し、補助決定者、施工業者等に説明を求め、担当職員に実地調査を行わせることができる。

（完了報告）

- 第11条 補助決定者は、補助対象工事が完成したときは、速やかに新温泉町住宅リフォーム助成事業完了・実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- （1） 工事代金領収書の写し
- （2） 補助対象工事完成後の写真
- （3） その他町長が特に必要と認める資料

- 2 町長は、前項の規定による報告を受けた場合は、その内容を審査し、必要があると認めるときは、補助決定者、施工業者等に説明を求め、担当職員に実地調査を行わせることができる。

- 3 町長は、前項の規定による調査の結果、補助対象工事の成果が補助金の交付の決定の内容に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置を講じるよう補助決定者に命じることができる。

（補助金の交付）

- 第12条 町長は前条の規定による審査等を行った後に、補助金を交付するものとする。

- 2 補助決定者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとする場合は新温泉町住宅リフォーム助成事業補助金請求書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

（補助回数制限）

- 第13条 補助金の交付は、同一住宅及び同一人に対し1回を限度とする。

（決定の取消し）

- 第14条 町長は、補助決定者が次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 補助金の交付決定の内容に違反したとき。
- （2） 補助対象工事を承認なく変更又は取りやめをしたとき。
- （3） 補助金の交付を受けた日から5年以内に、住宅の所在地を住所としなくなったとき（死亡、入院その他やむを得ない事情があると認められるときを除く。）。
- （4） 虚偽その他不正の行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- （5） 前各号に規定するもののほか、この要綱に違反したとき。

（補助金の返還）

- 第15条 補助決定者は、町長が補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、町長の定める期限内に、当該補助金を返還しなければならない。

（補則）

- 第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

（この告示の失効）

- 2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までにこの告示に基づきなされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日以後も、なおその効力を有する。

#### 附 則（平成28年3月25日告示第54号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日前に、請負契約を締結した住宅の改修工事に係る補助金については、なお従前の例による。

#### 附 則（令和2年3月27日告示第27号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行日前に交付決定を受けた住宅の改修工事に係る補助金については、なお従前の例による。

別表第1（第5条関係）  
補助対象となる改修等

種別	工事例
建物工事	<外装工事> 屋根・雨樋・柱・外壁の修繕や塗装、外構など <内装工事> 間取り変更、床・内壁・天井・クロス張替、畳・カーテンの取替えなど <建具工事> 雨戸、戸、サッシ、ふすま等の取替えなど
電気工事	オール電化、その他建築工事にかかる電気工事 ※エアコン、テレビ、洗濯機、パソコンなど単に電気製品を購入し設置する場合は対象外
給排水工事	トイレ・風呂・キッチン等の改修、水洗化工事
その他	その他リフォーム工事で町長が必要と認めるもの

別表第2（第5条関係）  
補助対象とならない改修等

種別	工事例
備品設備	電気製品、家具、業務用設備など
居住外建築物	倉庫、車庫その他これに類するもの ※住宅と一体化されているものは補助対象とする。
その他	解体のみの工事、土地の購入・造成費、シロアリ駆除、清掃作業その他リフォーム工事として認められない工事